

入札公告

下記のとおり簡易型一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大田市財務規則（平成 17 年大田市規則第 44 号）第 92 条の規定に基づき公告する。また、当該工事は、以下の適用対象工事である。

- ・週休 2 日工事（発注者指定型）

令和 4 年 11 月 9 日

大田市長 楫野 弘和

記

1. 入札に付する事項

本案件は電子入札の対象案件である。

| | | | | |
|--------|------------------------------------|-----------------------|-------|------------|
| 工事名 | 令和 4 年度 都市公園整備事業 石見銀山公園落石対策工事（遊歩道） | | | |
| 施工場所 | 大田市大森町地内 | | | |
| 完成期日 | 令和 5 年 3 月 17 日 | | | |
| 最低制限価格 | 設ける | 支払条件 | 前金払 | 有 |
| 入札保証金 | 免除する | | 中間前金払 | 有（いずれかを選択） |
| 契約保証金 | 設ける | | 部分払 | |
| 契約条項 | 内容 | 大田市公共工事請負契約約款による | | |
| | 閲覧場所 | 総務部管財課の閲覧所 | | |
| | 閲覧期間 | 公告の日から入札日の前日まで（休日を除く） | | |
| 工事概要 | 落石防護柵 L=28m | | | |

2. 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

令和 4・5・6 年度大田市建設工事等入札参加資格者名簿に登載され、かつ次に掲げる条件を全て満足すること。（JV 参加は認めない）

| | | | |
|-------|--|------|----------|
| 工事種別 | とび・土工・コンクリート工事 | 許可業種 | とび・土工工事業 |
| 格付等級 | なし | 許可区分 | 一般又は特定 |
| 地理的条件 | 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）に規定する本社（本店）を大田市内に有すること。 | | |
| 工事实績 | 島根県内における公共事業において、元請又は共同企業体の構成員（出資比率 20%以上）として、過去 10 年間（公告の日までに竣工（検査合格）したものに限り。）に完成した落石防止工の施工実績を有すること。 | | |
| 配置技術者 | 以下の条件を満たすとび・土工工事業に係る監理技術者又は主任技術者を本件工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。 1. 配置する技術者については、とび・土工工事業に係る国家資格を有する者、または国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定した者であること。ただし、建築施工管理技士は除く。 2. 監理技術者にあつては、とび・土工工事業に係る監理技術者資格者証の交付を | | |

| | |
|------------------|--|
| | <p>受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。（監理技術者を届け出る場合のみとする）</p> <p>3. 配置する技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（本件工事の競争参加資格申請日以前に3ヶ月以上）にあること。</p> <p>4. 配置技術者は、契約日時点で配置できる技術者とする。なお、競争参加資格確認申請書を提出する時に他の工事に主任技術者等を専任で配置する可能性がある等の理由により、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者（2名まで）を提出することができる。</p> <p>5. 競争参加資格確認申請書を提出する時において他の工事に従事中である技術者については、契約の締結後、現場着手までの間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）に、確実に現場専任の主任技術者等として配置可能である場合に限り資格確認資料を提出することができるものとする。</p> <p>なお、虚偽の資料等を提出した場合は、指名停止措置の対象となる場合がある。</p> <p>6. 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として届出することは可能であるが、先に開札がされ落札者となった工事が専任を要する工事であった場合、その後開札が行われた入札については無効として取り扱う。なお、他の工事で落札者となったため、技術者を配置できなくなった場合は、速やかに連絡すること。</p> <p>7. 競争参加資格確認申請時に提出した配置技術者について、工期途中での交代は死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合（出産、育児、介護等の真にやむを得ない場合を含む。）のほか次の場合等（工事の規模の大小にかかわらず一つの契約工期が多年に及ぶ工事を含む。）以外は認めない。</p> <p>① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</p> <p>② 橋梁、ポンプ、ゲート等工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点</p> <p>③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>ただし、いずれの場合であっても、発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任技術者又は監理技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合に限る。</p> <p>なお、落札後において、配置予定技術者の専任配置ができないことが明らかになったときは、契約前であれば、契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。</p> |
| <p>工事費内訳書の提出</p> | <p>1. 入札書の提出に併せて、工事費内訳書を提出すること。設計図書の「工事内訳書」本工事費の項目のうち「種別（レベル3）」名のそれぞれの項目について金額（1式＝合計額）を記載。</p> <p>2. 工事費内訳書の提出のない者や、作成基準を満たさない工事費内訳書を提出した者がした入札は無効となる場合がある。</p> <p>大田市ホームページ https://www.city.oda.lg.jp/tag/nyusatu-seido/17246 「工事費内訳書の提出について」及び「工事内訳書作成要領」を参照のこと。</p> |
| <p>その他</p> | <p>1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと</p> <p>2. 公告の日から申請書提出期限の日までの間に、大田市建設工事等入札参加資格</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>者に対する指名停止等にかかる措置要綱（平成 17 年大田市告示第 13 号）の規定による指名停止を受けていないこと</p> <p>3. 大田市における市税等の未納の徴収金がないこと</p> <p>4. 次の各号のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てがなされている者</p> <p>イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者</p> <p>ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者</p> <p>エ) 役員等（個人、若しくは法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者</p> <p>オ) 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者</p> <p>カ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者</p> <p>キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者</p> <p>ク) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>5. 入札に参加しようとする者の間に以下の資本関係又は人的関係がないこと（同一入札に参加する複数の者が以下の関係に該当する場合には、無効の入札とする）</p> <p>ア) 資本関係：以下のいずれかに該当する二者の場合 ただし子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社であると認められる場合は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親会社と子会社の関係にある場合 ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 <p>イ) 人的関係：以下のいずれかに該当する二者の場合 ただし会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社であると認められる場合は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合 ・ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 <p>ウ) その他上記ア)、イ) と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合</p> |
|--|--|

3. 電子調達システムの利用

本件工事に係る次の入札手続については、大田市電子入札運用基準(平成 26 年 10 月)により、電子調達システムにより行うものとする。なお、電子調達システムの稼働時間は、島根県の休日定める条例(平成元年島根県条例第 9 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く 9:00 から 17:00 までなので、注意すること。

また、電子入札によりがたい者は、大田市電子入札運用基準（平成26年10月）第7条で規定する紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

4. 競争参加資格の確認

(1) 提出書類

入札参加を希望する者は、電子調達システムにより、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

期限までに申請書等を提出しない者は、本件工事の入札に参加することが出来ない。

なお、申請書等は原則PDF形式とし、ファイル名の一部に会社名（略称可）を入れること。

また、⑤の代表者個人分（共有分を含む）については、押印のうえ、印影のあるものをPDF形式とすること。PDF化が困難な場合は、別途本書を提出すること。

- ① 競争参加資格確認申請書
- ② 申請書提出時の経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し
- ③ 施工実績調書（記載内容が確認できるものを添付すること）
- ④ 配置予定技術者調書（記載内容が確認できるものを添付すること）
- ⑤ 大田市税等収納状況確認承諾書（法人分及び代表者個人分（共有分を含む）について必要）ただし法人代表者が県外在住の場合のみ、大田市税等が賦課のない申出書も可。
- ⑥ 業態調書

(2) 申請書等提出期間

| | |
|----------|---|
| 申請書等提出期間 | 令和4年11月10日（木）9：00 から 令和4年11月24日（木）16：00 まで （土、日、祝日を除く） |
|----------|---|

提出期限以降の訂正、差し替えは、軽易な誤記の修正等を除き認めない。

(3) 競争参加資格の様式の入手方法

必要な様式は入札情報サービス（PPI）からダウンロードすること。

(4) 確認審査

競争参加資格の確認審査は、開札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行い、結果を通知する。資格審査において競争参加資格がないと認められた者については、競争参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

(5) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、通知をうけた翌日から7日以内（休日を除く）に書面で理由の説明を求めることができる。説明を求めた者に対しては、書面を受け取った日の翌日から5日以内（同）に回答する。

5. 設計図書等の閲覧

| | |
|------|---------------------|
| 閲覧期間 | 公告の日から開札日の前日まで |
| 閲覧場所 | 入札情報サービス（PPI）に掲載する。 |

6. 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出すること。

| | |
|------|------------------------------------|
| 提出期限 | 令和4年11月17日（木）17：00必着 |
| 回答 | 令和4年11月21日（月）までに入札情報サービス（PPI）に掲載する |

7. 現場説明会

行わない。

8. 入札方法等

入札に参加する者は、電子調達システムにより入札書を次に掲げる方法等により提出すること。

(1) 入札書提出期間

| | |
|------|--|
| 提出期間 | 令和4年11月25日（金）9：00 から 令和4年11月28日（月）15：00 まで |
|------|--|

(2) 一度提出された入札書の書換え、引替えまたは撤回は認めない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 再度入札は1回とする。再度入札を行う場合は、電子調達システムから再度入札通知書を発行する。なお、最低制限価格を設定する入札における第1回目の開札について、最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加できない。

（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、入札が不調の場合は随意契約することがある。）

(5) 入札者が1者であった場合も入札は成立するものとする。

9. 入札の辞退

(1) 入札辞退は、電子調達システムによる入札書提出期日までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。ただし、入札書を提出した後は辞退できない。

(2) 入札辞退者は電子調達システムにより入札書提出期日までに手続きを行うこと。

10. 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格の無い者の入札

(2) 工事費内訳書を提出しない者がした入札

(3) 次に掲げるものに該当する工事費内訳書を提出した者がした入札

① 商号又は名称・代表者名・工事名が正しく記載されていない

② 内容が未記入など不備がある（内訳が判らないものを含む）

③ 工事費内訳書の合計金額と入札書のコличествоが一致しない

④ 値引き表示がある

⑤ タテヨコ計算に違算がある

⑥ 入札者の押印がない（紙入札の場合）

⑦ その他作成基準を満たさないもの

(4) 虚偽の申請をした者の入札

(5) 入札に関する条件に違反した入札

(6) 明らかに不正によると認められる入札

(7) 入札執行日までの間に、大田市から指名停止を受けた者の入札

(8) その他入札の時点において競争参加資格のない者のした入札等、通常の入札において無効としている入札

(9) 紙入札の場合は、前各号のほか、次に掲げるものに該当する入札書を提出した者がした入札

ア 金額の記入のない入札書

イ 金額を訂正した入札書

ウ 記名または押印を欠く入札書

エ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

11. 失格について

次の入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を下回る価格を入札した者
- (2) 入札書の提出期日までに入札書又は辞退届を提出しなかった者

12. 開札（入札執行）等に関する事項

以下の日時に行い、入札状況（保留等の状況）及び落札結果は電子調達システムにより競争参加者全員に通知するとともに、落札結果は入札情報サービス（P P I）に掲載する。

| | |
|-----------|--|
| 日 時 | 令和4年11月29日（火） 14：00 ～ |
| 開札場所 | 大田市役所 管財課執務室 |
| 立会人に関する事項 | 紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。 なお、入札者以外の立会は認めない。 |

13. 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内の金額で応札をした者を対象として、落札予定者から入札価格の低い順に競争参加資格の審査を実施し、競争参加資格を満たしている者 1 者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定する場合、最低制限価格を下回る入札は失格とする。

なお、同じ最低価格をもって入札した者が 2 人以上ある場合は、くじ（電子くじを含む。）により順位をつけ、その上位の者から資格確認資料を審査する。

(2) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して 2 日（休日を除く）以内に行うものとする。

14. その他

(1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(2) 落札者は、資料に記載した配置予定技術者を本件工事の現場に配置しなければならない。

(3) 入札書等の作成、提出に要する一切の費用は入札者の負担とする。

15. 問合せ先

発注担当部局 建設部都市計画課 電話番号 0854-83-8109

入札担当部局 総務部管財課 電話番号 0854-83-8020